## 物件調書

#### [土地]

| 土地の記        | 台帳地                              | 也目 | 台帳地積 | 実測地積        | 所有・登記名義    |     |  |
|-------------|----------------------------------|----|------|-------------|------------|-----|--|
| 下三緒字井戸端497番 | 宅地                               |    |      | 426. 90  m² | 426. 90 m² | 飯塚市 |  |
| 第三者占有の有     | 有無 無                             |    |      | f有権以外の甲区:   | ・乙区の権利     | 無   |  |
| 接面状況        | 南側の道路接面部は、道路と約1.5mほどの高低差があります。   |    |      |             |            |     |  |
| 敷地と道路の関係    | 南側市道「羅漢山・明神田線」(幅員約4.3m)と接道しています。 |    |      |             |            |     |  |

| 法令等に基づく制限について              |  |  |        |        |                         |                          |                |      |   |
|----------------------------|--|--|--------|--------|-------------------------|--------------------------|----------------|------|---|
| 区域区分                       | 非線引都市計画区域  |  | 地域・地区等 |        | 上三緒地区地<br>区計画(A地<br>区)内 | 私道の負担等                   |                | 無    |   |
| 用途地域                       | 第一種中高層住居専用地域   |  | 建ぺい率   |        | 60%                     | 容積率 200%                 |                | 200% |   |
| 建築物の高さの限力                  | 度 12m 外壁の後退距離の限度   |  |        | 退距離の限度 |                         | 無                        | 建築物の敷地面積の最低限度無 |      | 無 |
| 立地適正化計画                    | 都市機能誘導区域内・居住誘導   |  |        | ∑域     | 内                       | 埋蔵文化財 周知の埋蔵文化財包蔵ではありません。 |                |      |   |
| 造成宅地防災区域                   | 区域外  |  |        |        | 地盤調査                    | 未実施                      |                |      |   |
| 土砂災害警戒区域                   | 区域外  |  |        |        | 土壤汚染                    | 指定区域外・調査未実施              |                |      |   |
| E地造成及び特定盛土等<br>見制法に基づく規制区域 | 宅地造成等工事規制区域内   |  |        |        | 防火指定                    | 建築基準法22条指定区域内            |                |      |   |
| その他の制限                     | ・建築基準法による各種制限があります。 ・本物件は、上三緒地区地区計画区域内であるため、土地の区画形質の変更や建築物などの建築、建築物などの用途を変更する際は、建築確認の申請などに先立ち、その設計内容などについて飯塚市へ届出が必要です。 |  |        |        |                         |                          |                |      |   |

#### 支障物件等その他

- ・今回の売払いにあたって、地下埋設物の調査は行っておりません。売却後、地下埋設物が発見された場合は、買受者の負担 により各法令等に基づき適切に対応してください。
- ・登記簿及び旧土地台帳、電算化前の建物登記簿、国土地理院地図により地歴を調査し、登記はありませんが、過去に公民館として使用されていたことが確認できております。これまでの使用に係る地下埋設物(通常想定される土地の利用を妨げるもので、地下に存ずるものをいう。)が存する蓋然性は低いと考えておりますが、本物件の地下埋設物の存在を否定するものではありません。
- ・敷地内に、舗装、階段、石積み、土嚢、石材、側溝、支線(2本)、電柱(1本)が存在しています。
- ・敷地内に支線及び電柱が存在していますが、地役権等の設定はありません。
- ・当該地の一部は、浸水深及び洪水浸水0.5m未満が想定されております。
- ・本物件の南側に位置する法面(ブロック塀を含む)の一部が市道羅漢山・明神田線(下三緒1107番1)に越境しています。 越境箇所の取り扱いについては、飯塚市役所土木管理課(0948-22-5511)と協議を行ってください。
- ・本物件の北側は法地であり、法地に近接して建築物を建てる場合などは、福岡県建築基準法施行条例第5条の検討が必要となる場合があります。

| 供給処理施設の整備状況について  |                 |          |            |                  |  |  |
|------------------|-----------------|----------|------------|------------------|--|--|
| 上水道              | 【問合わせ先】         | 飯塚市 企業   | 美局 上水道課    | Tel 0948-96-8616 |  |  |
| 下水道<br>(事業計画区域内) | 【問合わせ先】         | 飯塚市 企業   | 美局 下水道課    | Tel 0948-96-8690 |  |  |
| 電気               | 【問合わせ先】         | 九州電力株式会  | 社 飯塚営業所    | Tei 0120-639-454 |  |  |
| ガス               |                 | 各ガス会社    | へお問い合わせくださ | ٧١°              |  |  |
|                  | AC 12 + 40 3C   | 1v == +- | %L 1 0 1   | ( 本 6台 日亡 部6 \   |  |  |
|                  | 飯塚市役所           | 北西方      | 約 1.8 km   | (直線距離)           |  |  |
| 最寄りの公共施設         | 飯塚市立飯塚東小学校      | 南東方      | 約 0.4 km   | (直線距離)           |  |  |
|                  | 飯塚市立<br>飯塚第二中学校 | 北西方      | 約 0.4 km   | (直線距離)           |  |  |
| 最寄りの交通施設         | 新飯塚駅 (JR)       | 北西方      | 約 1.4 km   | (直線距離)           |  |  |
| 取前りの久囲旭政         | 東小学校 (西鉄バス)     | 東方       | 約 0.15 km  | (直線距離)           |  |  |
|                  |                 |          |            |                  |  |  |
| 最寄りの利便施設         | スパイシーモール新飯塚     | 北西方      | 約 1.3 km   | (直線距離)           |  |  |

## 〇売却物件

- ① 本物件は、現状のままでの引き渡しとなります。
- ② 上水道の給水等に関しては、飯塚市企業局上水道課と事前協議を要します。
- ③ 本物件は、公共下水道事業計画区域内です。詳細については、下水道課へお問い合わせください。
- ④ 当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しません。なお、埋蔵文化財が確認された場合は、 その保護について、飯塚市文化課文化財保護推進室(0948-25-2930)との協議をお願いします。

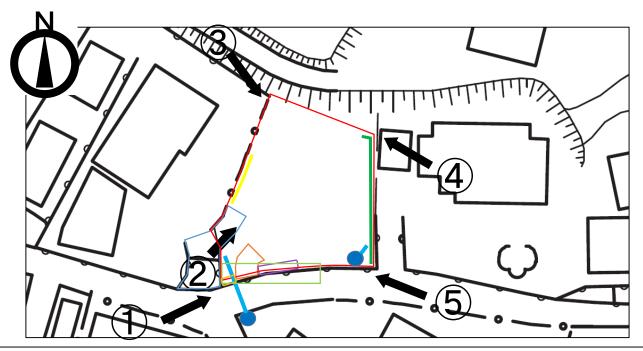
### ○利用条件

以下の条件を全て満たすこと。

- ① 都市計画法(昭和43年法律第100号)及び建築基準法(昭和25年法律第100号)を遵守すること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる 風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれに類する営業の用に供してはなら ないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第4号に規定する者の事務所の用に供してはならないこと。
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する 観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供してはならないこと。

この物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料であり、現況を優先します。入札参加前に現地の状況及び諸規制についてご確認ください。また、物件調書に記載されている事項以外にも各法令及び市の条例等により、規制、指導がなされる場合がありますので、詳細は関係機関に直接ご確認ください。





# 主な構造物等

--: 売払範囲 🔙 : 舗装 🔙 : 階段 🔙 : 石積み

🔃:土嚢 — :石材 ——:側溝 ——:支線 🔵:電柱

: 構造物上に存する境界(別紙確定平面図を参照)

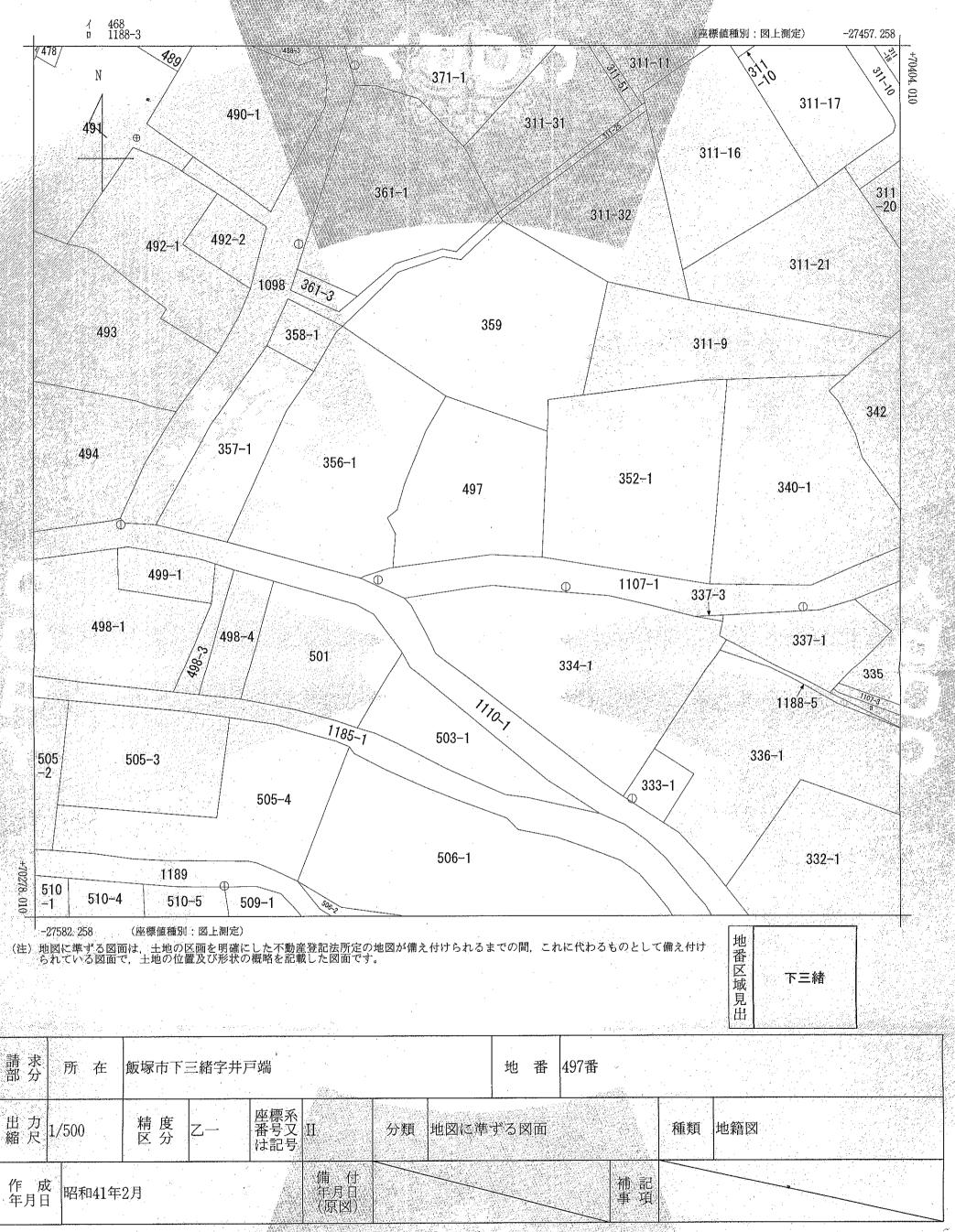












これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年4月30日 福岡法務局飯塚支局

請求番号:9-1 (1/1)

登記官

藤塚英]



| 表是  | 題 部                   | (土地の表示) |     | 調製 | 平成13年 | 三2 月  | 121 E    | 不動産番号                            | 29020001          | 94396  |
|---|-----------------------|---------|-----|----|-------|---|----------|----------------------------------|-------------------|--------|
| 地図番号  | 地図番号 [余 白] 筆界特定 [余 白] |         |     |    |       |   |          |                                  |                   |        |
| 所 在   | 所 在 飯塚市大字下三緒字井戸端 (金百) |         |     |    |       |   |          |                                  |                   |        |
| 飯塚市下三緒字井戸端 平成18年3月26日行政区画変更<br>平成18年7月14日登記 |                       |         |     |    |       |   | <b>j</b> |                                  |                   |        |
| ① #   | 也 番                   | ②地 目    | 3   | 地  | 積     | n   | ว์       | 原因及びそ                            | その日付〔登記のE         | 3付〕    |
| 497番  |                       | 宅地      |     |    |       | 3   | 3 0      | 余自                               |                   |        |
| 余白  |                       | 余自      |     |    | 3 6   | 7   | 3 5      | ③錯誤<br>国土調査による5<br>[昭和46年]]      | 1.000             |        |
| [金/百]                                       |                       | 余白      | 余 白 |    |       | 1<br>1<br>3<br>3<br>5<br>5<br>5<br>7<br>2<br>2<br>3 |          | 昭和63年法務省<br>の規定により移言<br>平成13年2月2 | 190 A A A A A A A | 第2条第2項 |
| (条, 鱼)                                      |                       | 余白      |     |    | 4 2   | 2 6   | 90       | ③錯誤<br>〔平成15年12                  | 2月5日]             |        |

| 権制部(甲区)(所有                              | 権に関する事                 | 項)   |
|---|------------------------|--|
| 順位番号 登記の目的                              | 受付年月日・受付番号             | 権利者その他の事項  |
| 所有権移転                                   | 昭和31年6月14日第5309号       | 原因 昭和28年2月16日承継<br>所有者 飯塚市下三緒419番地<br>心 吉 神 社<br>順位1番の登記を移記          |
| ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) | 余 白                    | 昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項<br>の規定により移記<br>平成13年2月21日                      |
| 2 所有権移転                                 | 平成15年11月21日<br>第13088号 | 原因 平成15年11月1日贈与<br>所有者 福岡県飯塚市大字下空緒497番地(<br>下三緒町内公民館)<br>下 三 緒 町 内 会 |
| 3 所有権移転                                 | 平成17年2月24日<br>第1989号   | 原因 平成17年2月18日交换 所有者 飯 塚 市  |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はな

令和7年1月24日

福岡法務局飯塚支局

登記官

「登記の目的」欄に「相梲人中告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相梲人からの中間に基づき、 登記官が職権で、中出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D03853



令和6年6月13日 福岡法務局飯塚支局これは図面に記録されている内容を証明した書面である

**5** 

藤塚英



| 039756   | 平成 15年12月5日 登録前 497 後・新 による 地積 測量 図                |
|--|--|
| 地 著 497  | 土地の所在 飯塚市大宇下三緒字井戸端                                 |
| K11   新設金属権(アルミ)   69980.230   -27302.00字   17.826   1247467.579980   K12   新設金属権(アルミ)   69975.315   -27287.066   14.151   990220.682565   K5   新設金属権(臭籍)   69957.325   -27287.856   -8.232   -575888.699400   K4   新設電車金属権(臭籍)   69957.242   -27295.298   -21.519   -1505409.890598   H6   面 積 853.814673   H7   世 426.90 m²   426.90 | 359  |
| K6 新設金属標(アルミ) 69962.638 -27310.505 20-30-53 24.292m  | 15.73  K12  A10  A10  A10  A10  A10  A12  A10  A10 |
| K6   新設金具様 (アルミ)   | K86 497 800  |
| 道路 As 道路 As g  | 7.44<br>R4  1107~1  □ 引照点  1110~1                  |
| 作 飯塚市大字川津66番地の1 安調士 安 永 範 できて (平成15年11月5日作製) 者 土地家屋調査士 安 永 範 屋 調 査 士 会)  | 中下三緒町内会<br>請<br>人 代表者 深 川 義 則 汽生統 縮尺 1<br>250      |

